

# 福井県農協青壮年部協議会 ポリシーブック 2013 年度版

～食料・農業・農村における政策提言～



# 福井県農協青壮年部協議会 ポリシーブック 2013 年度版

## 目次

1. 新たな農業政策について
2. 地域特産の育成について
3. 鳥獣害被害対策について
4. TPP交渉について
5. JAの存在意義について
6. 消費税について

### JA 青年組織綱領

我々 JA 青年組織は、日本農業の担い手として JA をよりどころに地域農業の振興を図り、JA 運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、JA 青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のことに取り組む。

1. われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

JA 青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1. われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

1. われらは、自らが JA の事業運営に積極的に参画し、JA 運動の先頭に立つ。

時代を捉え、将来を見据えた JA の発展のため、自らの組織である JA の事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しい JA 運動を探求し、実践する。

1. われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA 青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1. われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

JA 青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

## 1. 新たな農業政策について

### (1) 現状ならびに課題

本県は、コシヒカリを中心とした水稻の高品質化、直播栽培（平成 25 年作付面積 3,365ha）等による低コスト化や六条大麦（平成 24 年作付面積 5,070ha で全国第 1 位）・大豆・そばの転作作物の生産に取り組んでいるが、特に米は農業産出額が 318 億円（平成 23 年）となっており、ピーク時（昭和 60 年）の約半分にまで落ち込んでいる。

平成 26 年度農林水産関係予算は 2 兆 3,267 億円で、25 年度から 1.3% (291 億円) 増え、2 年連続の増額となった。その中心は、担い手の規模拡大を促す農地中間管理機構（農地集積バンク）を整備と主食用米から飼料用米など非主食用米への転換をはじめとした経営所得安定対策の見直しである。

しかしながら、本県においては、主食用米に対しての交付単価が 10 ㍓あたり 15,000 円から 7,500 円となり、米の直接支払交付金は 33.5 億円から 17 億円程度と前年度より半減となる見込みである。なお、日本型直接支払制度において、農地維持と資源向上に取り組む場合、最高で 10 ㍓あたり 5,400 円が支払われるが、本県の大宗を占める水田農業者にとっては実際の手取り額が減少する内容となっている。

### (2) 自らの取組み

- 国民や消費者に対し、食料の源である農業・農村の現状への理解を深めるとともに、安全・安心で消費者から選ばれる農産物の生産に努める。
- 新規就農者や若い担い手、さらには次世代が参入したくなるような農業・農村の維持発展に取り組む。
- 生産調整にしっかりと取り組み、米、麦、大豆など水田をフル活用することにより、高品質で安定的な生産体制を構築し、所得の向上に取り組む。

(3) 提言（要請）

- 米の直接交付金が10㍓あたり7,500円に削減される中で、「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」の所得倍増における具体的な道筋を示していただき、需給調整に取り組む農業者にとって、営農意欲を低下させないよう要望する。
- 本県では飼料用米に対応することが困難であることから、畑作物直接支払交付金（ゲタ）については、大麦・大豆への交付単価の拡充・強化を要望する。
- 地域裁量が認められる本年度産地交付金については、産地戦略等の当初配分の総額624億円のうち、493億円は従来の配分額をベースとし、本県への配分額は約4億1千万円となっている。しかしながら、従来の配分額の根拠が不明確であるため、配分の見直しを行ってほしい。
- 日本型直接支払制度において、現行の中山間地だけではなく条件不利地域を含んだ地域政策を構築してほしい。

## 2. 地域特産の育成について

### (1) 現状ならびに課題

本県は、冬期間に降雨や積雪が多く、日照時間が短いという気象条件下のため、年間を通じて農産物を生産するには不利な状況にある。水田農業を中心に多様な担い手(認定農業者や集落営農組織等)による米、大麦、ソバ、大豆等を中心とした土地利用型の生産体系を構築している。

そうした中で、年々、米の需給動向に合わせ生産調整が拡大する一方、本県に適合した水田園芸作物への取組みが進んでいない状況にある。

そうした中、現在の生産体制を維持し、更に新たな担い手を育成するためには、担い手の創意工夫の発揮はもとより、土地利用型農業でも他産業並みの所得が確保できる農業の実践が求められている。

### (2) 自らの取組み

- 消費者への信頼を確保するためには、トレーサビリティ(生産工程管理記帳)のさらなる徹底やGAP手法(農業生産工程管理手法)による安全・安心な農産物の安定的な供給はもとよりエコファーマーや環境保全型農業を推進し、自らの農業経営の改善と効率化に取り組む。
- 農産物をはじめ、加工品の開発による高付加価値化やJAを通じた多様な販売チャネルの拡大など、積極的な地域特産物の生産拡大に取り組む。

### (3) 提言(要請)

- 本県は気象的環境からも水稲が重要な基幹作物であるため、本県を水稲栽培拠点地域に指定し、自給率向上に向けたバランスのとれた水田作物の振興に支援をいただきたい。
- 生産から販売までの履歴管理を徹底するためのPOSシステム導入に際し、支援をいただきたい。
- 水田を活用した園芸作物育成にあたっては、本県の気象状況などに適した品目の選定や研究開発、新規作物導入にともなう新たな機械化設備等にかかる支援や、水田の暗渠排水や土壌改良事業などの継続をお願いしたい。

### 3. 鳥獣害被害対策について

#### (1) 現状ならびに課題

福井県の有害鳥獣による農産物の被害面積、被害額が平成23年度は減少したものの24年度は再び増加に転じ、獣種によっては被害の拡大が懸念されている。

被害地域は県内一円に拡大し、食害される農作物も水稻や麦ばかりでなく、野菜、花木などを含めた県内特産物にまで幅広く及んでいる。また、シカ被害では、嶺南地域全域から嶺北地域へ拡大している。

有害鳥獣による農作物被害状況

(単位 ha, 千円)

種別/年		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	占める割合	対前年比 (H23→H24)
イバシ	被害面積	303	279	268	227	195	227	239	291	280	140	173	64%	123.6%
	被害額	59,367	100,246	70,377	58,719	51,334	64,140	79,091	87,074	104,194	53,137	74,110	77%	139.5%
シカ	被害面積	82	54	49	52	52	66	57	78	74	105	54	20%	51.4%
	被害額	11,180	5,704	14,550	13,598	11,242	11,226	13,154	16,421	6,664	10,353	6,817	7%	65.8%
サル	被害面積	38	49	36	22	34	48	38	24	25	17	18	7%	105.9%
	被害額	14,817	7,399	7,735	8,044	9,787	8,114	8,196	3,995	8,608	1,691	4,396	5%	260.0%
カラス	被害面積	170	193	187	214	162	69	83	27	29	8	22	8%	275.0%
	被害額	9,944	11,814	5,298	7,687	6,133	4,790	4,309	4,378	6,001	3,782	8,199	9%	216.8%
その他	被害面積	121	83	53	3	13	21	13	26	17	2	5	2%	250.0%
	被害額	26,601	1,178	2,458	557	5,099	2,114	2,764	1,367	3,935	680	1,708	2%	251.2%
合計	被害面積	714	658	593	518	456	431	430	446	425	272	272		
	対前年比		92.1%	90.1%	87.4%	88.0%	94.5%	99.8%	103.7%	95.3%	64.0%	100.0%		
	被害額	121,909	126,341	100,418	88,605	83,595	90,384	107,514	113,235	129,401	69,842	95,230		
	対前年比		103.6%	79.5%	88.2%	94.3%	108.1%	119.0%	105.3%	114.3%	53.8%	136.7%		

各市町からの報告値を集計

注) その他 … (獣類)クマ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ等 (鳥類)スズメ、ゴイサギ、アオサギ、ムクドリ等

こうした中で、今年度からはニホンジカの捕獲強化に向けた重点的な取り組みとして捕獲助成の増額や侵入防止柵の機能向上等、有効な対策が進められているが、恒常的な被害が続き、農業者の営農意欲低下や、耕作放棄地の増加などをもたらすばかりでなく、集落が崩壊する恐れがある。

さらに、こうした被害は農業だけでなく、河川や水田畦畔の掘り起こし、道路や線路への侵入による衝突事故、住宅や石垣の破壊などといった生活環境へも拡大し、シカによる森林下層植生の喪失により、降雨時の土壌流失による用水路への土砂流入なども招いている。

**(2) 自らの取組み**

- 電気柵や捕獲用檻の設置、集落内点検、草刈、放置ゴミ対策など自らでできるあらゆる措置を講じる。
- 日常的な活動では、集落での追い払い隊を組織化し、住民が連携して鳥獣を寄せ付けない活動を行う。
- 青壮年部員は、積極的に各種研修会への参加や狩猟免許の取得に取り組む。

**(3) 提言（要請）**

- 農山村地域で暮らす人々の生活の安全を確保するとともに、農業生産への影響が最少となるよう、鳥獣害対策の継続と予算確保を図っていただきたい。
- 国有林などの鳥獣保護区における駆除の条件付き解禁等、地域被害の実態に即した制度の改正を図っていただきたい。

## 4. TPP交渉について

### (1) 現状ならびに課題

我が国は、昨年7月にTPP（環太平洋連携協定）への正式な参加国となり、米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖などの「重要5項目」を中心とした関税維持を求める戦略で交渉が進められたが、昨年12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、妥結を見送り今後も協議が続けられていくこととなった。

TPP交渉は、21分野に渡る包括協定であり、参加12カ国の国情や規制・制度の違いをどう調整するのが課題とされてきたが、最終的な局面で各国の利害による協定内容の矛盾が噴き出した形である。特に関税や後発医薬品、著作権に関わる知的財産権、国有企業の優遇措置などをめぐる対立は、解決する糸口がないとの報道もなされているが、交渉内容についての詳細な情報開示がなされない状況が続いている。

また、依然交渉を主導する米国と新興国、日本などとの主張に隔たりが大きく、溝は埋まっていない状況であるが、4月のオバマ大統領の訪日にあわせ交渉が加速するのではないかと懸念している。

### (2) 自らの取組み

- 消費者や地域住民に対して、食料安全保障の観点とあわせ、食料の源である農業・農村の現状への理解を深めるための活動や連携を深め、国民的な合意形成を図る。
- 青壮年部盟友の仲間やJAグループが一体となって、積極的に各種運動や学習活動へ参加する。

### (3) 提言（要請）

- 政府には引き続き、重要5項目の聖域確保を求める国会決議などを踏まえ、これを守るとの交渉姿勢を堅持し毅然とした対応を求める。
- 現在、協議されている内容について、国会決議に反することが含まれていないか詳細な国会での検証と情報の開示により国民的議論が深まるよう要望する。



## 5. JAの存在意義について

### (1) 現状ならびに課題

JAは、相互扶助の精神のもと農家の営農と生活を守り高め、よりよい社会を築くことを目的とした協同組合であり、農協法においても組合員への最大の奉仕を柱に営利を目的としてその事業を行ってはならないと定められている。

この理念のもと、JAは営農や生活の指導をするほか、生産資材・生活資材の購入や農畜産物の共同販売、貯金の受け入れ、農業生産資金の貸付、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置、あるいは万一の場合に備える共済などの事業や活動を行っている。

しかしながら、政府は規制改革会議を中心に、本年6月までに産業競争力会議・農業分科会において議論を進めていくなどJAの在り方の見直しが検討され、農業の成長産業化に向けた農協改革が行われようとしている。

### (2) 自らの取組み

- 単にJAを利用するだけでなく、自らが積極的にJA運営に参加し、私たちの意見を反映する仕組みづくりを進める。
- JA青壮年部活動を通じ、地域社会への貢献や地域コミュニティなど主体的に地域社会との絆を深める。
- JA青壮年部として、JA運営への意見が反映されるよう積極的に理事への登用を進め、次世代の中核を担う組織としてJAにおける青壮年部の位置づけの明確化を求める。
- 他の組織等と連携した農業振興や地域活性化を進める。

### (3) 提言（要請）

- JAは営農・生活の両面が一体となり、相互に補完している各事業が暮らしの一部となっているだけでなく、事業活動を通じた地域社会づくりへの取り組みや、さらには、JAを通じた食育活動やボランティア活動など、JAを拠り所とした社会的参画への広がりにつながるこれらの取り組みへの理解をいただきたい。
- JAの運営・経営はあくまで出資者であり、利用者である農業者が民主的な合意形成のもと、事業展開がなされていることから、基本的な事業運営などは農業者の合意形成を尊重していただきたい。

## 6. 消費税について

### (1) 現状ならびに課題

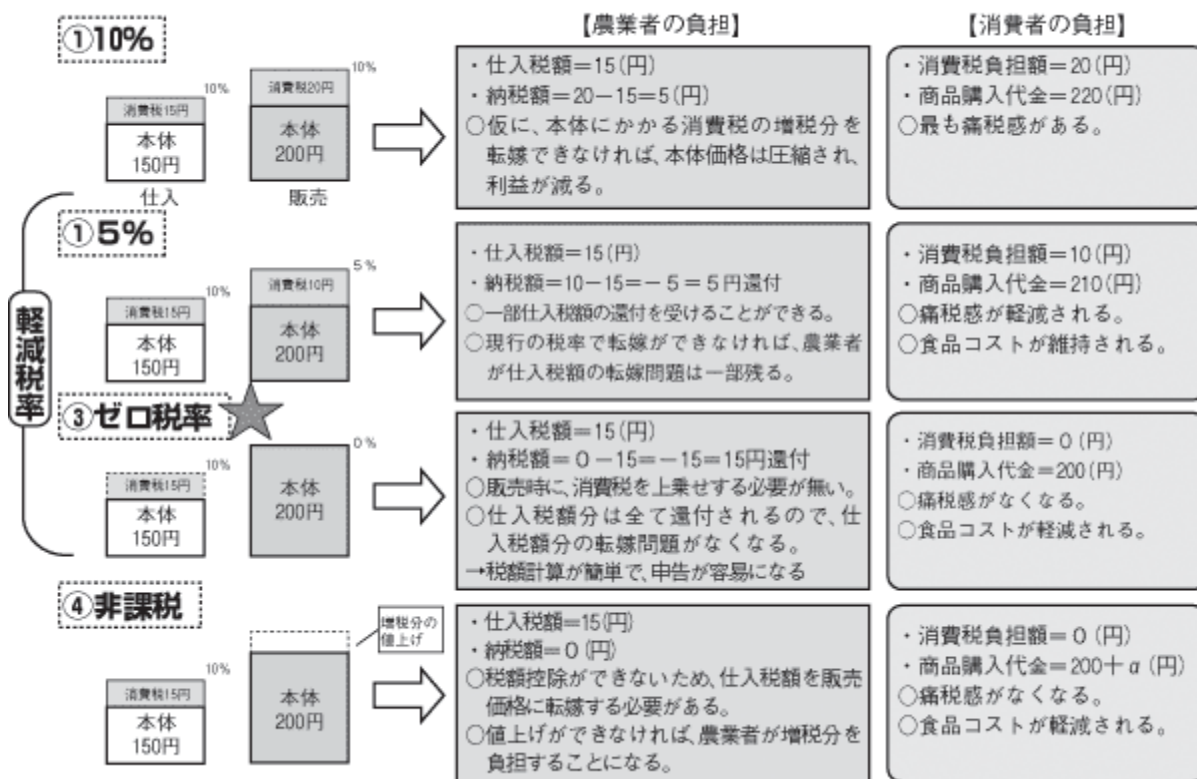
社会保障や安定財源確保を目的に消費税率は平成26年4月より8%に引き上げられることが決定し、さらには、平成27年10月より10%と段階的な引き上げが見据えられている。

最も大きな焦点となった「軽減税率導入」については、税収減や事務負担の問題から与党内での議論は決着することなく、最終的には「10%時の導入」が26年度税制改革大綱に盛り込まれているが、10%導入と同時とはなっていないため、導入時期が不明確である。

われわれ、農業者にとっては例えば水稻の米生産費（物財費）は10<sup>㍍</sup>あたり85,445円（平成24年産）となっており、これを本県の平均作付面積140<sup>㍍</sup>に換算すると約120万円となり、これに増税分の5%を換算すると価格に転嫁しない場合、6万円の生産コストの増加が生じる。

また、税率のアップに伴い、より一層の低所得者など経済弱者に対する対策が必要となってくる。

#### 税率が10%に上げられた時の税率の違いによる農業者・消費者の負担の変化



※税率が変化しても、仕入本体価格150円、農産物本体価格200円は、変化しない前提としている。(J A 全中資料)

**(2) 自らの取組み**

- 適正な申告を行うために会計税務についての学習を進めるとともに、JAとともに農業者の税務申告の円滑な運営に協力する。

**(3) 提言（要請）**

- 消費税の増税にあたって、低所得者・消費者対策として、生活必需品である食品・農産物等に対して軽減税率を導入することは必要不可欠である。特に消費税を転嫁できない恐れのある農業者の価格転嫁問題を解消するためにもゼロ税率を導入していただきたい。
- 軽減税率を導入した場合に、仕入税額の還付申告について、農業者の事務負担に配慮し、現行の簡易課税制度をベースに簡易な仕組みとしてほしい。
- 農業者の税務対応の強化を図るため、農業者の税務申告を支援する体制等を整備する必要があることから、中小企業団体の経営改善普及事業に対する国等の支援措置を参考に、万全な支援措置を講じてほしい。